

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：11201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530079

研究課題名(和文) 婚姻住居をめぐる法的紛争の日独比較法的研究

研究課題名(英文) Comparison legal study of legal dispute about the marriage house in Japan and Germany

研究代表者

宮本 ともみ (MIYAMOTO, Tomomi)

岩手大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：20361040

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：全体を通して、ドイツおよび日本の婚姻住居利用紛争に関する資料を網羅的に拾い上げるといふ計画を実施し、それをもとに諸点の比較法的分析を相当程度進めることができた。しかし、各分析を踏まえて、総合的な日独の比較法的考察の研究成果を公表するという点は達成できなかった。今後2年以内に、本研究計画を達成する研究成果の公表を目指す。これを実行することが可能な程度まで研究は進んでいるので、当初の研究目的を達成するべく、今後も成果の公表に努める。

研究成果の概要(英文)：Through the whole, I carried out a plan to pick up the document about legal dispute about the marriage house in Japan and German cyclopedically and was able to push forward comparison legal analysis of many points based on it to a considerable degree. However, based on each analysis, the point to announce results of general research of the comparison legal consideration of Japan and Germany was not able to be accomplished. Within the next two years, I aim at the publication of results of research to achieve this study plan. I will act for publication of the result in future in order to achieve an original study purpose because the study advances to the degree that can carry this out.

研究分野：民事法(家族法)

キーワード：婚姻住居 ドイツ家族法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 婚姻共同生活を営むために必要な住居(以下、婚姻住居という。)について、別居時および離婚後の婚姻住居利用に関する紛争に対応するために、ドイツは固有の法制度を整備しているが、日本には固有の法制度は存在しない。

(2) ドイツでは、婚姻住居をめぐる紛争への対応を家族法領域で規整している。すなわち、以下のとおりである。

別居時の婚姻住居利用紛争への対応は、ドイツ民法1361b条が規整している。

離婚後の婚姻住居利用紛争への対応は、家具令(2008年の法改正により、家具令は民法典に取り入れられて、ドイツ民法1568a条)が規整している。

(3) 固有の法制度が存在しない日本では、様々な紛争が生起している。すなわち、以下のとおりである。

財産権にもとづいて、婚姻中、別居(破綻)時あるいは離婚後には、次のような紛争がある。一方配偶者からの所有権にもとづく建物(婚姻住居)明渡し請求事件、一方配偶者からの所有権にもとづく共有物(婚姻住居)分割請求事件、および、一方配偶者による建物(婚姻住居)賃貸借契約の合意解除にもとづく家主からの建物明渡し請求事件である。

離婚時には、財産分与請求(民法768条)事件のなかで対応する場合もある。

(4) 日本では、近時の民法改正論議において、婚姻住居の法的保護の方策について指摘されている。すなわち、法制審議会民法部会の身分法小委員会が1994年に公表した「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」において、婚姻住居について「所有名義人の一方的な処分により他の一方の配偶者の居住が侵されないようにするための方策については、その夫婦の離婚の場合及び所有名義人の死亡による相続の場合における他方配偶者の居住の保護の方策とも併せて、今後の検討課題とする」と指摘している。

本研究が、様々な局面で生起している婚姻住居をめぐる種々の紛争について、その対応を考える手がかりを得て公表することは、議論を進展させるとともに、将来的に、上記の改正要綱試案でも触れている婚姻中における婚姻住居の処分権制限及び一方配偶者死亡後の生存配偶者の婚姻住居利用の保護をも視野に入れた研究につながるという背景がある。

## 2. 研究の目的

(1) 婚姻住居をめぐる紛争は、ドイツでも日本でも類似の局面で生起する。すなわち、別居時および離婚後の婚姻住居利用に関する紛争である。ドイツでは、民法の家族法領域のなかで、婚姻住居をめぐる紛争に対応する固有の制度を整えている。他方、日本の家族法には、婚姻住居をめぐる紛争に対応する

固有の制度は存在しない。そのために、上述したように、日本では婚姻住居利用をめぐる様々な紛争が生起している。

(2) 本研究では、制度的対応の異なるドイツ法および日本法の婚姻住居をめぐる紛争を、戦後から現代に至るまで丹念に拾い上げて分析を加え、ドイツ法と日本法との比較法的研究を行う。ドイツと日本の紛争処理の特色や動向を比較法的に考察することにより、婚姻住居利用に関する紛争対応を考える手がかりを得ることを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 平成24年度および平成25年度前半は、主として、日本における婚姻住居をめぐる紛争の分析を行い、その結果を論文にして公表する。平成25年度後半および平成26年度前半は、主として、ドイツにおける婚姻住居をめぐる紛争の分析を行い、その結果を論文にして公表する。平成26年度後半は、それまで行った全分析を踏まえて、総括的な日独の比較法的考察を行う。研究計画の全体像としては、全3年度分を合わせた成果で研究目的の到達を目指す。

具体的な方法としては、全3年間の研究期間を通して、研究内容に沿った計画的な資料収集および資料分析を行い、さらに、各年度の到達目標に応じた分析結果の公表に努め、最終年度には各分析結果を総括するような考察を行う。最終年度には、研究の小活として全体的な考察の概要の公表を行い、次年度に全研究を総括する論文公表に努める。

(2) 本研究では、日本法およびドイツ法における婚姻住居をめぐる紛争について、多数の関連する紛争資料を収集して整理し、そして分析を加えて、その結果を公表し、最終的に総合的な考察に到達する計画である。

したがって、毎年度、取り組む内容は異なるものの、取り組み作業の流れは、同一のペースで進めることを計画した。その流れは、毎年度、4~7月は資料読み・分析 8月中に学内外で集中的な資料収集 8~9月は論文作成 10月初旬に論文公表 10~11月は資料読み・分析 2月中に学内外で集中的な資料収集 2~3月は論文作成 4月初旬に論文公表である。

(3) 各年度の取組内容は、以下のとおりである。

平成24年度前半は、婚姻住居をめぐる紛争を事件類型ごとに拾い上げて、件数の推移や時代の経過による紛争の特徴などに着目して概括的な分析を行い、その結果を論文にして公表する。

夏の資料収集では、後半の研究にそなえて、日本法の婚姻住居をめぐる具体的な紛争(財産権にもとづく事件の裁判例)資料の網羅的な収集を中心に行う。

平成24年度後半は、夏に収集した資料をもとにして、日本の婚姻住居をめぐる財産権にもとづく紛争について、事件類型ごとに分

析を行い、その結果を論文にして公表する。

冬の資料収集では、平成25年度前半の研究にそなえて、日本法の紛争資料（財産分与事件の裁判例）の網羅的な収集を中心に行う。

平成25年度前半は、平成24年度冬に収集した資料をもとにして、日本の婚姻住居をめぐる財産分与請求権（民法768条）にもとづく紛争を分析し、その結果を論文にして公表する。

夏の資料収集では、後半の研究にそなえて、ドイツ家族法の関連資料（離婚後の紛争に関する裁判例）の網羅的な収集を中心に行う。

平成25年度後半からは、ドイツにおける紛争の分析に入る。ドイツでは、婚姻住居をめぐる利用関係については、制度上、別居時および離婚後の紛争ごとに固有の対応が行われている。したがって、別居時の紛争と離婚後の紛争とを分けて、平成24年度後半は、より長期にわたり運用されてきた離婚後の婚姻住居利用をめぐる紛争について分析を行い、その結果を論文にして公表する。

冬の資料収集は、平成26年度の研究にそなえて、ドイツ家族法の関連資料（別居時の紛争に関する裁判例）の収集を中心に行う。

平成26年度前半は、ドイツにおける別居時の婚姻住居利用をめぐる紛争について分析を行い、その結果を論文にして公表する。

夏の資料収集は、後半の研究にそなえて、日独の比較法的考察のために必要な補充的な資料探しを行う。

平成26年度後半は、これまでの各分析を踏まえて、総合的な日独の比較法的考察を行う。ただし、各分析を踏まえた考察はボリュームがあると予想されるので、平成26年度後半の公表は、小活として全体的な考察の概要を内容とし、引き続き、半年なり1年をかけて全研究を総括する論文公表に努めることを予定した。

#### 4. 研究成果

(1) 全体を通して、ドイツおよび日本の婚姻住居利用紛争に関する資料を網羅的に拾い上げるといふ計画を実施し、それをもとに諸点の比較法的分析を相当程度進めることができた。しかし、成果を公表するという点では、平成23年3月に発生した東日本大震災に関する研究上の対応等のために、殆ど果たすことができなかった。この点について、本研究採択時の研究計画調書では、やむを得ずペースに遅れが出た場合は、論文の公表を先送りにして、研究計画の最終年度（平成26年度）先2年内には、目標を達成する全考察の公表を目指す、とある。これを実行することが可能な程度まで研究は進んでいるので、当初の研究目的を達成するべく、今後も成果の公表に努める。各年度に得られた成果は、次のとおりである。

#### (2) 平成24年度の成果

前半は、婚姻住居をめぐる紛争を事件類型ごとに拾い上げて、件数の推移や時代の経過による紛争の特徴などに着目して概括的な分析を行った。その成果を、雑誌論文「婚姻住居利用をめぐる紛争解決の課題 ドイツ法に依拠した見地から」として公表することができた。

夏の資料収集は計画どおり、日本法の婚姻住居をめぐる具体的な紛争資料（財産権にもとづく事件の裁判例）の網羅的な収集を行うことができた。

後半は、夏に収集した資料をもとにして事件類型ごとに分析を行ったが、東日本大震災に関する秋の学会報告を優先させたために、本研究については分析結果を論文にして公表するまでには至らなかった。

冬の資料収集は計画どおり、日本法の紛争資料（婚姻住居をめぐる財産分与請求権（民法768条）にもとづく事件の裁判例）の網羅的な収集を行うことができた。

#### (3) 平成25年度の成果

前半は、平成24年度に収集した資料（財産分与請求権にもとづく事件の裁判例）を整理し、ある程度分析することはできたが、その分析結果を論文にして公表できるほどまでに十分な検討を加えることができなかった。

夏の資料収集は、ドイツ家族法の関連資料（ドイツにおける離婚後の婚姻住居利用をめぐる事件の裁判例）の網羅的な収集を、ほぼ計画どおりに行った。資料整理については、十分でない点があった。

後半は、平成25年度および平成26年度前半に計画していた日本法に関する論文執筆に遅れが出ていたために、計画していたドイツにおける離婚後の婚姻住居利用をめぐる紛争についての分析を進めることができなかった。

後半に予定していた資料収集については、ほぼ計画どおり、ドイツ家族法の関連資料（ドイツにおける別居時の婚姻住居利用をめぐる事件の裁判例）の収集を行い、資料整理も行った。資料整理の仕方については、日独の比較法的分析をするためには十分でない点があった。

#### (4) 平成26年度の成果

平成25年度において遅れていたドイツにおける離婚後および別居時の婚姻住居利用をめぐる紛争についての分析をある程度進めることができた。しかし、日本とドイツの各種の紛争に関する分析を踏まえて、総合的な日独の比較法的考察を行う最終目標には手が届かなかった。

これまで、各種の文献収集はほぼ計画どおりに進めてきたが、文献整理の仕方については、日独の比較法的考察を行うためには不十分な点があり、相当の時間を費やして文献整理をやり直した。今後の論文執筆のために、文献収集および整理の点では、ほぼ十分な体

制を得ることができた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

宮本ともみ、婚姻住居利用をめぐる紛争解決の課題 ドイツ法に依拠した見地から、民事研修、査読有、662号、2012、2 - 13頁

[学会発表](計 件)

[図書](計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

宮本ともみ (MIYAMOTO, Tomomi)

岩手大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：20361040

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：